

○大地トンネル内における消防活動に関する覚書

第1条 大地トンネル内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定
第11条の規程に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 大地トンネル内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長又は消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき又は第1次出動隊からの現場速報により、事故の種別
及び規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡を取り対応処置を講ずるものとす
る。

第3条 救急出動は、原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務
を行うものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長又は消防署長が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定する。なお、「大地トン
ネル内における消防活動に関する覚書」（平成4年2月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長